

第2章 指定状況

第1節 史跡指定及び追加指定に至る経緯

米子城跡に関しては、昭和52年(1977年)3月10日の米子市文化財保護審議会の答申を受け、昭和52年(1977年)に米子市史跡に指定された。なお、この時の指定範囲は、本丸、二の丸、内膳丸のうち私有地を除く市有地部分であり、答申には「三の丸、飯山も指定区域に入れること。また、区域内に在る私有地も指定区域に入れること。」との付帯意見が添えられていた。この際の新聞記事には「城山については、湊山球場の一部を含めかなりの私有地があり、今回は私有地を除く指定となった。答申は早急に所有者の了承を取り付け、全区域指定が望ましいという審議委員一致の要望を付記している」との記述がある(昭和52年3月16日付、日本海新聞)。

昭和55年(1980年)頃から、天守を中心に石垣が崩落している箇所が認められ、石垣の積み直しが喫緊の課題となっていたため、国史跡指定へ向けた動きがあったが、その取組みは保留された。その後、平成10年度(1998年)～平成15年度(2003年)に鳥取県教育委員会が実施した中世城館遺跡詳細分布調査を経て、平成16年(2004年)9月の文化庁の中世城館遺跡保存検討会議で国指定候補とされ、指定に向けた取組に着手した。

史跡指定に関する文化庁との協議を踏まえ、国史跡指定範囲については、基本的には「内堀の内側で城の中核域」とすることになり、昭和52年(1977年)の市史跡指定範囲に、三の丸のうち地下遺構の保存状態が良好であると推定された湊山球場部分、深浦(旧スケートリンク・プール及び山林)及び出山を加えた範囲での検討に着手した。しかしながら、三の丸の中心に位置する市営湊山球場は、市のスポーツ施設のあり方の検討対象地とされていたことから史跡指定予定範囲から当面除外することとなり、さらに、私有地の深浦、出山部分については所有者の同意が得られなかったため、同様に除外することとなった。そのため、三の丸(湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域(旧来の市史跡指定範囲、すべて市有地)での国史跡指定への意見具申(平成17年7月27日)、史跡指定(平成18年1月26日官報告示)となったものである。

これらを踏まえ、平成29年に策定した史跡米子城跡保存活用計画の追加指定と公有化の方針に基づき、市営湊山球場を廃止するとともに、所有者の同意が得られた範囲について、令和2年7月3日、追加指定の意見具申を行い、11月20日答申、3月26日官報告示となったものである。なお、深浦郭、出山、飯山等の追加指定については、将来的な課題となる。

現在の史跡指定面積は総計159,125.04㎡である。

第2節 既指定地の状況

1 指定告示及び指定理由

米子城跡は、平成18年(2006)1月26日に国史跡の指定を受けた。(平成18年1月26日付け文部科学省告示第4号)

- ・ 指定年月日：平成18年(2006)1月26日
- ・ 所在地：鳥取県米子市久米町96番地1外53筆
- ・ 基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。

<p>・説 明：戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枡形等の遺構が良好に遺存している。関連する文献・絵図史料も豊富に残されており、戦国末期から近世初期の築城技術を知る上で重要である。</p> <p>・指定面積：135,131.55 m²</p>
--

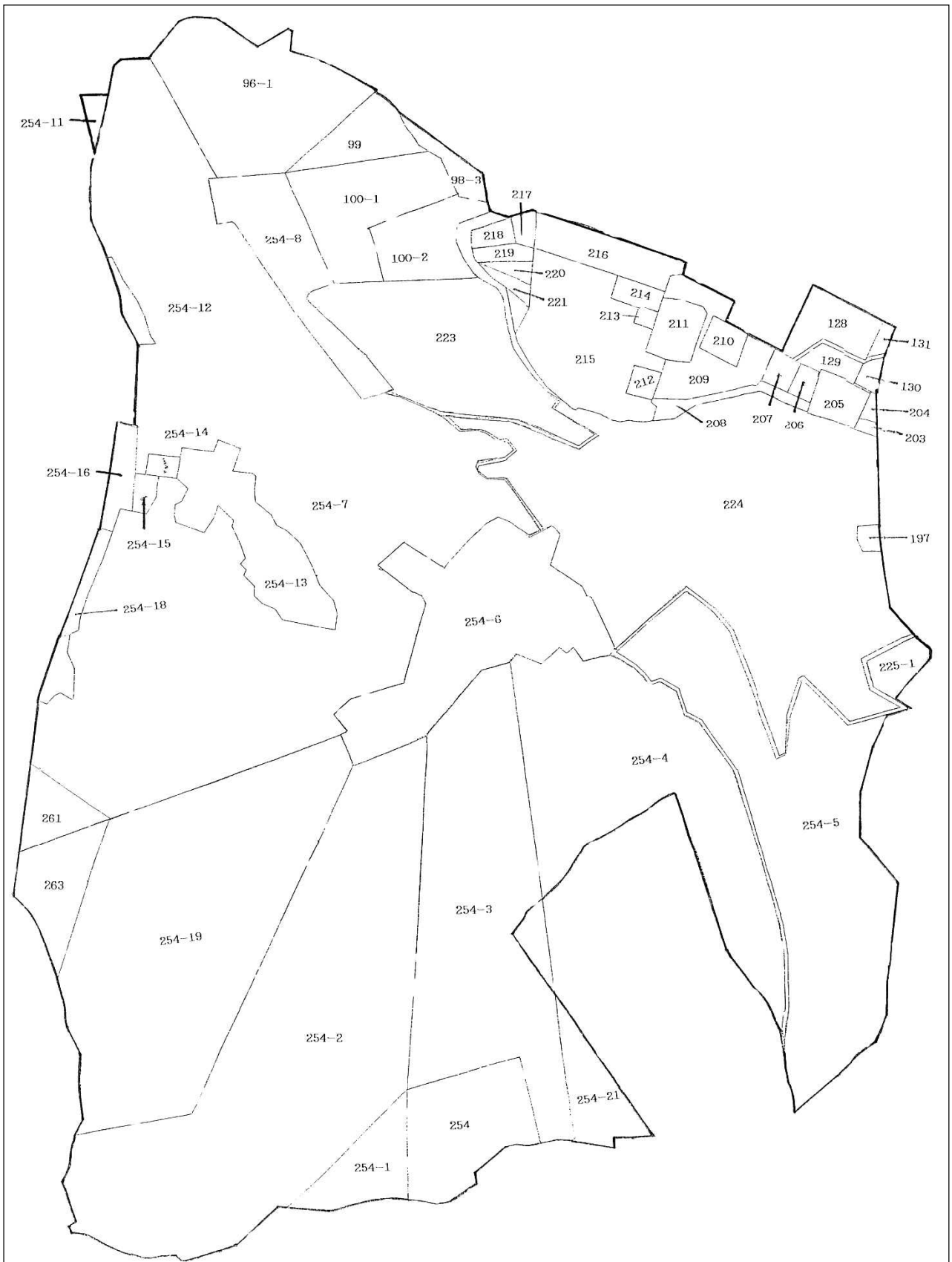
○平成 18 年文部科学省告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年一月二十六日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
米子城跡	鳥取県米子市久米町	<p>九六番一、九八番三、九九番、一〇〇番一、一〇〇番二、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一九七番、二〇三番、二〇四番、二〇五番、二〇六番、二〇七番、二〇八番、二〇九番、二一〇番地、二一一番、二一二番、二一三番、二一四番、二一五番、二一六番、二一七番、二一八番、二一九番、二二〇番、二二一番、二二三番、二二四番、二二五番一、二五四番、二五四番一、二五四番二、二五四番三、二五四番四、二五四番五、二五四番六、二五四番七、二五四番八、二五四番一一、二五四番一二、二五四番一三、二五四番一四、二五四番一五、二五四番一六、二五四番一八、二五四番一九、二五四番二一、二六一番、二六三番</p> <p>右の地域に介在する道路敷、鳥取県米子市久米町二二二番に西接する道路敷、同久米町二二四番と同二二五番四に挟まれ同二二四番と同二五四番二四に挟まれるまでの道路敷を含む。</p>



史跡指定地地籍図

2 指定説明

米子城跡は、鳥取県の西部に位置し、米子市街地の西側、中海に突き出す標高約90mの湊山と標高約60mの飯山に築かれた近世の平山城跡である。東に大山、西に中海、南に中国山地、北に弓ヶ浜と日本海を望むパノラマが展開する景勝地である。

米子城は、伯耆守護の山名氏が、応仁・文明年間(1467～87)に飯山に砦を築いたことから始まると伝えられている。豊臣秀吉の国分けによって西伯耆、東出雲、隠岐に封じられた吉川広家が、天正19年(1591)に西伯耆支配の拠点支城として本格的に築城を開始したが、広家は慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの結果、周防国岩国に転封された。中村一忠が慶長6年(1601)に伯耆17万石余の領主として入城し、翌慶長7年(1602)に完成した。中村家は慶長14年(1609)に断絶し、15年(1610)に加藤貞泰が6万石で入城した。加藤家は元和3年(1617)に伊予国大洲へ転封となり、米子領は鳥取藩領に編入され、藩主一族の池田由之が3万石余を領する米子城預かりとなった。寛永9年(1632)以後は、家老の荒尾家が代々米子城を預かり、明治2年(1869)に荒尾家から藩庁に引き渡され、明治5年(1872)に廃城となった。

米子城跡は、「荒尾成文家家譜」等の文献・絵図史料が良好に伝えられており、城郭構造をよく知ることができる。東西南北とも約700mの規模で、飯山の南東麓の入り江から湊山北側の中海まで水堀を巡らしていた。湊山の頂上部に総石垣の本丸を配し、北側の尾根上には内膳丸が突き出し、内膳丸の南東麓には政庁が置かれた二の丸が続く。二の丸の南東下には東西約35m、南北約30mと外枳形を構えている。二の丸と内堀の間が三の丸であるが、水堀も埋められ、市街化が進んでいる。飯山は英霊塔が設置され、公園広場として整備されている。本丸跡南下の中海沿いには御船手組が置かれた深浦郭があるが、現在スポーツ施設等に使用されている。城郭建物は明治6年(1873)以降取り壊されたが、天守台等の礎石はそのまま残されている。

米子市は昭和52年(1977)に市史跡に指定し、57年度から59年度にかけて、本丸跡、内膳丸跡等の石垣の解体、積み直しを行った。また、鳥取県西部地震で被害を受けた石垣についても、平成13年(2001)に震災復旧工事として積み直し等を行った。

米子城跡は、室町時代の砦から始まる平山城跡で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枳形等の遺構も良好に遺存している。よって今回は条件の整った本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

引用：『月刊文化財2月号(509号)』
文化庁文化財部監修 平成18年
2月1日発行 第一法規株式会社



史跡指定範囲図

第3節 追加指定の状況

1 追加指定告示および指定理由

米子城跡は、令和3年（2021）3月26日に国史跡の追加指定を受けた。（令和3年3月26日付け文部科学省告示第49号）

<ul style="list-style-type: none"> ・追加指定年月日：令和3年（2021）3月26日 ・所在地：鳥取県米子市久米町63番地1外64筆 ・基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。 ・説明：室町時代の砦から始まる平山城で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張りや石垣、枡形等の遺構が良好に遺存。今回、三の丸の一部を追加指定し、保護の万全を測る。 ・追加指定面積：23,993.49㎡

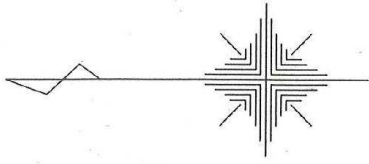
○令和3年3月26日付け文部科学省告示第49号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の左欄の史跡に同表の右欄の地域を追加して指定する。

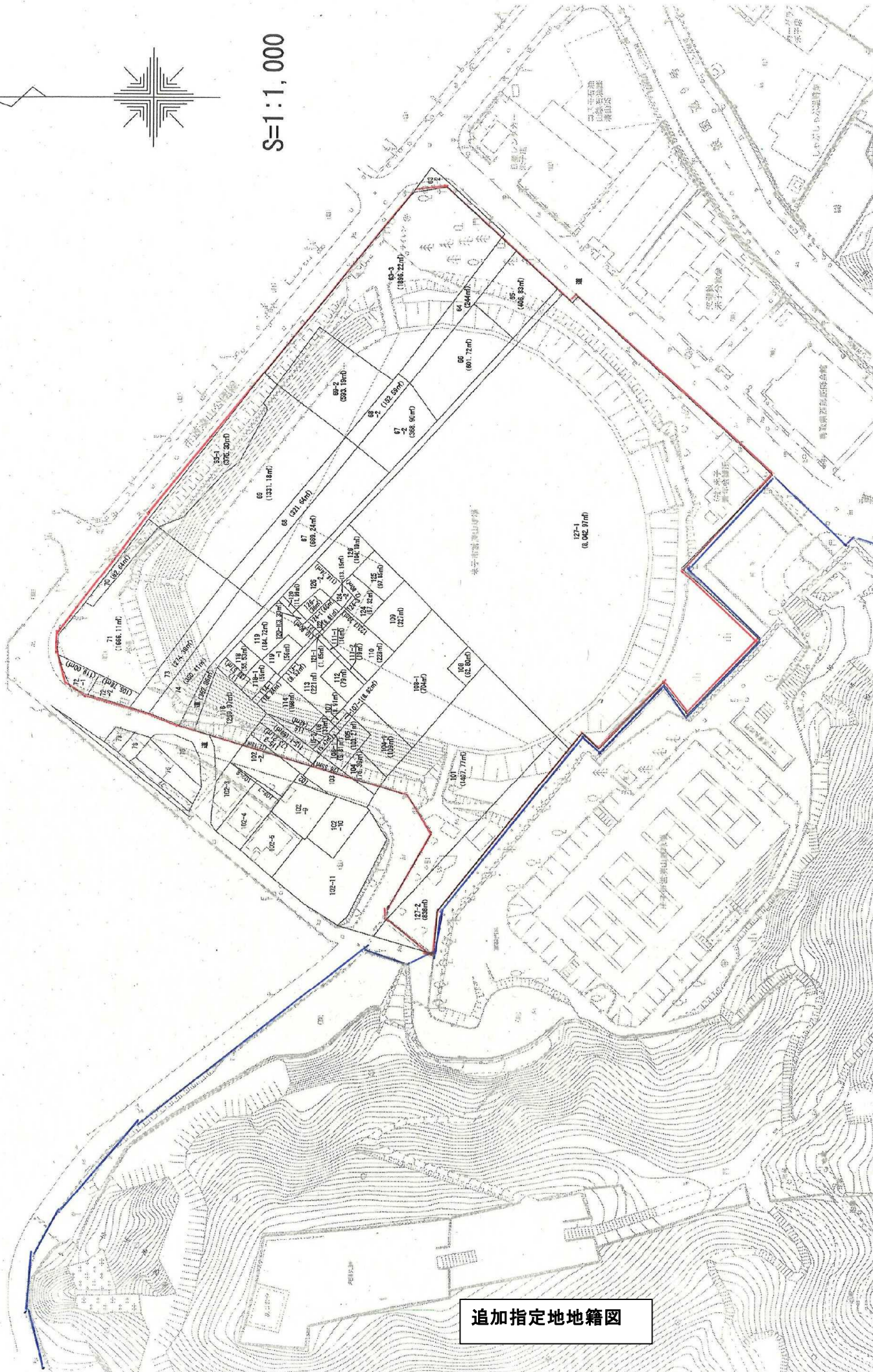
令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

名称	所在地	地 域
米子城跡	鳥取県米子市久米町	六三番一、六三番三、六四番、六五番、六六番、六七番、六七番二、六八番、六八番二、六九番、六九番二、七〇番、七一番、七二番一、七二番二、七三番、七四番、一〇一番のうち実測一四九七.七七平方メートル、一〇二番二のうち実測二二.一八平方メートル、一〇三番のうち実測二六.五五平方メートル、一〇四番のうち実測七六.三九平方メートル、一〇四番一、一〇五番、一〇六番、一〇六番一、一〇七番、一〇七番一、一〇八番、一〇八番一、一〇九番、一一〇番、一一一番一、一一一番二、一一二番、一一三番、一一三番一、一一四番、一一四番一、一一五番、一一五番一、一一五番二、一一五番三のうち実測七三.二一平方メートル、一一六番のうち実測二六九.八七平方メートル、一一七番、一一八番、一一八番一、一一九番、一一九番一、一二〇番、一二〇番一、一二一番、一二一番一、一二二番、一二三番、一二四番、一二四番一、一二四番二、一二四番三、一二五番、一二六番、一二六番一、一二六番二、一二七番一、一二七番二 右の地域に介在する道路敷を含む。



S=1:1,000



追加指定地地籍図

2 土地等の所有関係

既往の史跡指定面積は 135,131.55 m²であり、全域が公有化され、米子市所有となっている。追加指定面積は 23,993.49 m²であり、計 159,125.04 m²である。

追加指定地の所有関係については、全域が公有化され米子市所有となっている。

3 管理団体

現在のところ、文化財保護法第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。今後、米子市が管理団体として保存管理を行う予定である。

4 公有化の経緯

既存の史跡指定地については、昭和 8 年(1933)（登記は昭和 9 年(1934)）に市内の坂口家（坂口平兵衛意精氏）から米子市に寄付され市の所有となった湊山の約 34,000 坪の土地及び米子市が昭和 17 年(1942)頃を中心にそれまでの所有者から買収し取得したものが主となっている。

追加指定地については、米子市所有地が 18,588.81 m²、民有地は 5,404.68 m²であったが、令和 3 年度に所有者から買収し、公有化している。